三　輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、最高使用圧力、最高使用温度及び内包する放射性物質の濃度
四　輸入溶接検査を受けようとする事項、期日及び場所
2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
一　溶接の方法に関する説明書
二　輸入溶接検査を受けようとする容器又は管の構造図
三　溶接部の設計図
四　溶接（第二十六条第五号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先形状の検査、溶接施行方法の検査（溶接部の設計及び溶接の方法の検査をいう。）、非破壊試験（第二十八条第一項第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
3　第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
4　第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条　削除

（溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書）

第三十一条　原子力規制委員会は、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の申請書の提出を受けた場合には、溶接検査又は輸入溶接検査の実施に当たっての方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十二条　削除

（溶接検査又は輸入溶接検査の終了証等）

第三十三条　原子力規制委員会は、溶接検査又は輸入溶接検査を行い、終了したと認めたときは、溶接検査又は輸入溶接検査の終了証を交付するとともに、その溶接をした容器又は管を刻印又はこれに代わるもので示すものとする。

第三十四条から第四十一条まで　削除

（身分を示す証明書）

第四十二条　（略）

別記様式（第42条関係）

（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（身分を示す証明書）

第二十六条　（略）

別記様式（第26条関係）

（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第十九条第一項、第二十七条第一項及び第二十九条第一項の規定によりされている申請に係る検査の実施については、なお従前の例による。